

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発及び先端的低炭素化開発を除く。)の
実施に関する規則(追跡評価関係 拠粹)

令和2年3月27日
令和2年規則第49号

第2款 公募型研究における研究課題及び総括実施型研究における研究領域の評価

(評価の実施時期)

第81条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

ア 公募型研究

研究課題及び研究代表者又は個人研究者の選定前に実施する。

イ 総括実施型研究

研究領域の選定及び研究総括の指定前に実施する。

なお、外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、研究領域の選定、研究総括の指定及び相手国の研究機関の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究予定期間が5年以上を有する研究について、研究開始後、3年ごとを目安として実施する。なお、5年未満の研究についても、評価実施主体の方針に基づき中間評価を実施することができる。ただし、研究予定期間が5年程度で研究終了前に事後評価の実施が予定される研究課題及び総括実施型研究における研究領域(以下この款において「研究課題等」という。)については、研究課題等の性格、内容、規模等に応じて、研究開発計画等の重要な変更の必要が無い場合には、評価実施主体が毎年度の実績報告等により適切に進行管理を行い、中間評価の実施は必ずしも要しない。

(3) 事後評価

研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、研究終了後一定期間を経た後に行う。

(追跡評価)

第89条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究終了後一定期間を経過した後、副次的效果を含めて研究成果の発展状況及び活用状況並びに研究の波及効果等を明らかにし、事業及び事業運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究成果の発展状況や活用状況

- イ 研究課題等の科学技術や社会・経済への波及効果
- ウ その他前号に定める目的を達成するために必要なこと。

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価実施主体が決定する。

(3) 評価者

機構が選任する外部の専門家が行う。なお、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参画を求める。

(4) 評価の手続き

ア 研究終了後一定期間を経た後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況、研究課題等の波及効果等について追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 公募型研究の研究課題の追跡評価は、研究領域としての追跡評価の意義も有することを踏まえて行う。

(被評価者への周知)

第78条 評価の担当部室は、評価の目的、評価方法(評価時期、評価項目及び基準、評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第79条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は評価方法の改善等に役立てるものとする。